



## 令和7年度集団指導

### 障害児系サービス

#### 4 医療型短期入所事業所 開設支援事業について

千葉県健康福祉部障害福祉事業課  
療育支援班



## 目次

- 1 医療型短期入所とは
- 2 県内の医療的ケア児者の現状について
- 3 県としての取り組み

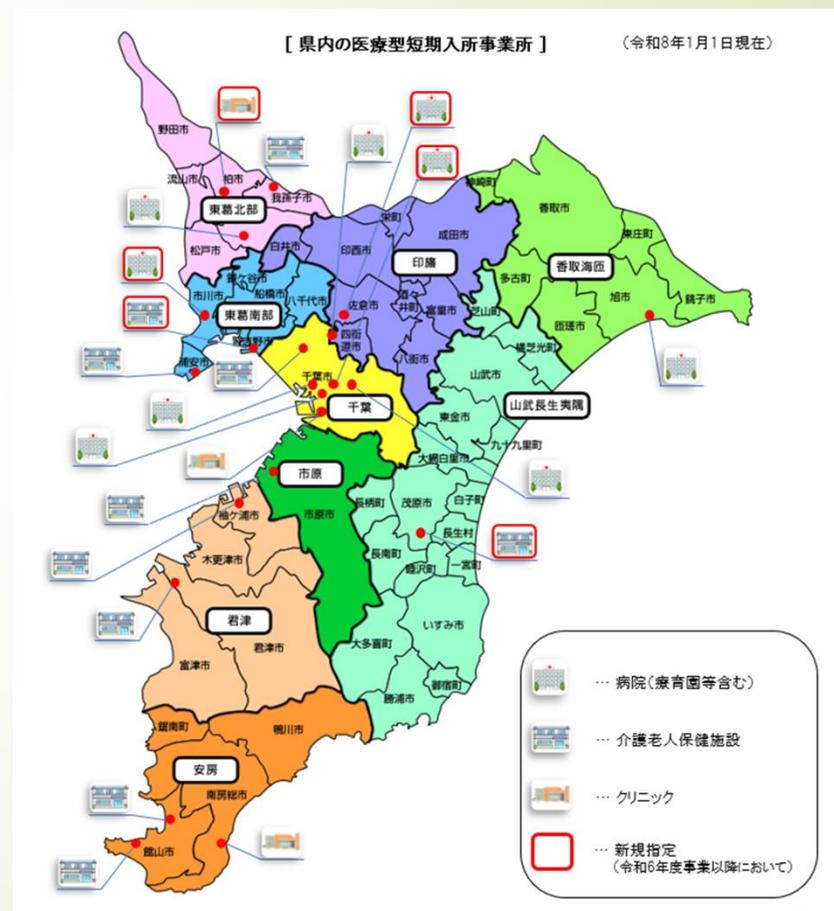
# 1 医療型短期入所とは

- 概要: 「医療型短期入所」は1日～数週間、入浴・排せつ・食事のほか必要な医療的ケアや介護を提供するサービスのことです。
- 実施主体: 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院
- 対象者: 市町村から支給決定された医療的ケア児者、重症心身障害児者
- 利用目的:
  - ・介護者が休息・息抜きしたい時(レスパイト)
  - ・介護者に冠婚葬祭・用事・仕事がある時
  - ・きょうだいとの時間確保、他の家族の介護
  - ・家族の急病や事故などの緊急時など

## 2 県内の医療的ケア児者の現状について

- ・医療型短期入所事業の指定を受けている事業所は県内で22箇所となっており、全県で十分な数が確保出来ておらず、サービスを利用したくても容易に利用できない状況が生じている。
- ・地域についても偏在しており、送迎に長時間かけて医療型短期入所を利用するケースもあり、対象児者や保護者の負担が大きい。
- ・各地域に1床でも受け入れ先があれば、保護者の安心に繋がり、対象児者の在宅生活の限界点を高めることが可能になる。

⇒対象者が安心して地域で生活を継続できるよう、  
受入れ機関の整備が喫緊の課題



### 3 県としての取り組み

#### ①医療型短期入所事業所設備整備事業

病院、診療所又は介護老人保健施設等が、医療型短期入所事業を開始するにあたり必要となる備品の整備費用を助成します。

[ 補助対象 ] 障害児(者)受入用の備品  
※ただし、利用者の支援に直接関係する備品に限る

[ 補助率 ] 1/2

[ 基準額 ] 単独型及び併設型 1,000千円/床(上限5,000千円)  
空床型 1,000千円/施設

※事業所形態について

- ・単独型…病院等以外に設けられた短期入所専用の事業所
- ・併設型…病院等に併設された短期入所事業所
- ・空床利用型…病院等の利用されていない居室を利用して行う



小児用ベッド(イメージ)



シャワートローリー・ストレッチャー(イメージ)

### 3. 県としての取り組み

#### ②医療型短期入所事業所開設支援事業

医療型短期入所事業所を開設する医療法人等の掘り起こしや開設予定の事業所に対する研修を委託により実施する。

##### (1) 説明会

県内の病院、介護老人保健施設等(以下「医療機関等」という。)に対し、医療型短期入所の制度や支援についての理解を深めるため、障害福祉全般の説明や運営方法等を内容とした説明会を行う。

##### (2) 訪問支援

個別に医療機関等に訪問し、医療型短期入所事業の制度内容や開設までのフロー等を説明し、事業所の開設を支援する。

##### (3) 他施設視察

医療型短期入所事業所の開設を検討している医療機関等に同行して、既に事業を行っている施設で現地視察を行う。

##### (4) 実技研修

新たに医療型短期入所を開始する医療機関等の看護師等が医療的ケア児への対応を適切に行えるよう、実技研修を行う。



御清聴ありがとうございました。